

市職員の懲戒処分について

市職員に対して地方公務員法第29条に基づく懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表いたします。

記

- 1 処分年月日 令和5年4月17日（月）
- 2 処分内容
(1) 対象職員 消防本部予防課 再任用 61歳 男性
(事案発生当時：消防長)
(2) 処分の種類 減給10分の1（3か月）
- 3 処分事由 地方公務員法第29条第1項第1号による懲戒処分

4 事案概要

平成31年4月6日、当時の消防長であった当該職員の自宅で枯れ草火災が発生した際、当該職員が消防本部に消防車の出動を要請したが、緊急走行は不要ということでサイレンを止めて走行するよう指示した。

また、本来であれば「その他火災」として消防統計に計上すべきところ、計上しなかった。

5 その他

本事案に対する処分をした令和5年4月17日と同日付けで、本人は退職届を提出し、同日付けで市はこれを受理した。

【 問い合わせ 】

羽生市消防本部
048-565-1919